

採用活動における行動規範

1. 目的と基本方針

当社は、すべての求職者が安心して当社の選考に臨める環境を確保するため、採用活動におけるいかなるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）も断じて許容しない。本規範は、採用活動に関わる全ての従業員が遵守すべき事項を定めるものであり、違反した場合は賞罰規程に基づき厳正に対処する。

2. 対象となる求職者の範囲

本規範における「求職者」とは、当社への就労・選考を希望するすべての方を対象とする。

- ◆ 新卒および中途採用の応募者（運転士、整備士、事務員等すべての職種を含む）
- ◆ インターンシップ、オープンカンパニー等の参加者
- ◆ アルバイト、派遣社員等の応募者
- ◆ 採用に関する各種問い合わせ、会社説明会、職場・営業所見学会等への参加者

3. 求職者との接触ルール

(1) 面談・説明の実施場所

求職者との面談や会社・業務説明は、原則として対面またはオンラインで実施する。対面で実施する場合は、当社本社・営業所等の社内施設、合同企業説明会会場、または学校内の施設利用を推奨し、それ以外の場所で実施する場合は、カフェ等のオープンスペースを利用するものとする。また、飲酒を伴う面談・会食は、理由を問わず一切禁止とする。

(2) 対応時間

説明会等は、原則としてあらかじめ開催日時を公表して実施するものとする。

(3) 連絡手段

求職者と連絡を取る際は、当社が指定・支給する社用電話、社用メール等を使用することとし、個人用の電話やメールは一切使用しない。また、LINE、Instagram 等の個人用 SNS を用いた求職者との連絡等は一切禁止とする。

(4) 事前・事後の会社報告

採用担当者以外の従業員が求職者と面談・接触を行う場合は、管理部人事課へ事前および事後報告する。

(5) ハラスメント行為の禁止

従業員は、採用選考における立場の違いを利用したすべてのハラスメント行為を行ってはならない。

(6) 公正な採用選考の推進

従業員は、応募者の適性および能力に関係のない事項について質問を行わないものとする。

4. ハラスメント相談窓口

京都バス株式会社 管理部企画総務課 電話 075-871-7522

※相談者等のプライバシー保護には細心の注意を払います。

また、相談窓口を利用したこと、または事実確認に協力したことを理由として、採用選考において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

以 上